

令和6年9月2日  
生活文化政策部  
人権・男女共同参画課

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う検討状況について

### 1 主旨

令和6年4月から施行された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「女性支援新法」という。)に伴う今後の区の対応について、関係所管に学識経験者を交えた「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」(以下、「あり方検討会」という。)における検討状況等を報告する。

### 2 検討実施状況

- 困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会  
第1回:令和6年5月31日、第2回:7月29日 開催
- 男女共同参画・多文化共生推進審議会、男女共同参画推進部会  
審議会:6月4日、部会:8月8日 開催
- DV防止ネットワーク代表者会議:7月17日開催
- 民間団体視察等実施状況  
6月25日 NPO 法人 Jikka 視察  
7月 3日 民間団体「わくわくシニアシングلز」聞き取り  
7月17日 認定NPO 法人ピッコラーレによる活動発表  
8月 6日 NPO 法人コミュニティネットワーク・ウエーブ視察

### 3 あり方検討会における検討状況

#### (1)女性特有の困難さについての共有

女性は男性と比較して、生殖活動に関連して、非常に重い身体的経済的負担を負っており、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあることや予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在する。また、労働状況は男女間に処遇や賃金の格差があり、今なお、働く女性の過半数が非正規雇用であるなど、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあることを共有した。

#### (2)区の支援の現状等に関する意見交換

国の方針に基づいた東京都の計画及び世田谷区の支援の現状を整理し、既に実施している支援についても女性特有の困難さの視点で点検した。また、検討会に参加する各所管課が対応している支援対象事例を基に年代や属性による課題等について意見交換を行った。

#### (3)関係機関等との連携強化の必要性の共有

男女共同参画・多文化共生推進審議会での審議や、民間団体への視察及び聞き取り結果等をふまえ、支援の必要な女性の状況や関係機関等との連携の必要性を共有した。

#### 4 見えてきた主な課題

- 区における現状の支援においても、国の支援方針に応じた支援策に該当する事業を実施しているが、女性特有の困難さの視点で、事業等を捉えなおしていく必要がある。
- 課題やニーズが明確な相談については、関係所管が連携して支援しているが、依然として必要な支援や相談につながらず深刻化してしまう事例もある。早期に必要な支援に繋ぐための、相談窓口やその機能に関する周知の充実が必要である。
- 支援の届きにくかった、若年女性や中高年女性などをめぐる問題などへの予防的対応が必要である。また、その施策の検討にあたっては、専門的知見と柔軟な活動が可能な民間団体との協働を検討する必要がある。
- 性暴力や性虐待、性的搾取、妊娠など女性に起因する困難な実態への対応が必要である。
- 切れ目ない包括的支援を行うためには庁内関係所管や他機関との連携強化が必要である。
- 女性相談支援員や女性福祉に携わる職員の計画的な人材育成を行う必要がある。

#### 5 今後の取組みの方向性

今後は、以下をふまえ、区の基本的な方針を策定する。

##### (1) 推進体制等の強化

女性をとりまく複雑化・多様化・複合化が進む課題に対応するため、女性支援新法を踏まえ、女性相談支援員を入口とした庁内連携体制の強化と、関係機関や民間団体等との連携・協働による、包括的支援を行う体制の強化に取り組む。

・支援調整会議の実施、民間団体等との連携・協働、人材育成

##### (2) 困難な問題を抱える女性への支援策

相談先や支援策の効果的な周知啓発と、支援の届きにくかった層について身近な地域での居場所や具体的な支援策を検討する。

・若年世代、中高年シングル女性への支援

#### 6 今後のスケジュール(予定)

令和6年 9月 第3回困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会

10月 男女共同参画・多文化共生推進審議会

11月 第4回困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会

区民生活常任委員会報告(基本的な方針 素案)

令和7年 2月 区民生活常任委員会報告(基本的な方針 案)

3月 基本的な方針の策定

4月 基本的な方針に基づく取組みの実施

令和9年 3月 第三次男女共同参画プラン策定